

令和 3 年 3 月
国 税 庁

「国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第 8 号）」の概要

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）の施行に伴い、国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成 28 年国税庁告示第 7 号）の一部を改正するものである。
- 2 この告示は、令和三年四月一日から適用する。